

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成23年7月11日(月)

開会 13時30分

閉会 16時05分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 清水明委員長、丹保健一委員、牛場まり子委員、岩崎恭典委員、真伏秀樹教育長

欠席者 なし

4 出席職員

教育長 真伏秀樹(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 山口千代己

教育支援分野総括室長 服部浩 学校教育分野総括室長 白鳥綱重

社会教育・スポーツ分野総括室長 田畑知治 研修分野総括室長 長野修

経営企画分野

教育総務室長 平野正人生

教育改革室長 藤田曜久 教育改革室副室長 梅澤裕 教育改革室主幹 辻成尚

教育支援分野

人材政策室長 木平芳定 人材政策室副室長 出口勤 人材政策室主幹 西尾雅二

学校教育分野

高校教育室長 齋藤俊彰 高校教育室副室長 加藤幸弘 高校教育室指導主事 脇谷明美

小中学校教育室長 西口晶子 小中学校教育室副室長 谷口雅彦

小中学校教育室指導主事 黒川一秀 小中学校教育室指導主事 松嶋功城

特別支援教育室長 飯田幸雄 特別支援教育室副室長 井坂誠一

特別支援学校整備特命監 東直也

社会教育・スポーツ分野

社会教育・文化財保護室長 野原宏司 社会教育・文化財保護室副室長 上村安生

社会教育・文化財保護室主幹 竹田憲治 社会教育・文化財保護室 奥村隆志

社会教育推進特命監 小嶋浩

スポーツ振興室長 村木輝行 スポーツ振興室指導主事 嶋田和彦

生活・文化部

美術館参事 井坂均

5 議案件名及び採決の結果

件名

議案第24号 平成24年度三重県立高等学校入学定員について

議案第25号 職員の懲戒処分について

議案第26号 三重県立美術館協議会委員の委嘱等について

審議結果

原案可決

原案可決

原案可決

6 報告題件名

件名

報告1 平成24年度三重県立高等学校入学者選抜に関する各高等学校別実施要項について

報告2 平成23年度第2回三重県教科用図書選定審議会の結果について

報告3 特別支援学校東紀州くろしお学園(本校)の整備について

報告4 県指定無形民俗文化財猪名部神社、多度大社上げ馬神事の調査結果について

報告5 第61回三重県高等学校総合体育大会の結果について

7 審議の概要

・開会宣告

清水明委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回教育委員会（平成23年6月22日開催）審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

・議事録署名人の指名

岩崎委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第24号については入学定員公表前のため、議案第25号及び議案第26号については人事案件のため、報告1については実施要項公表前のため、報告3については関係市町等関係者との合意形成が途中であるため、それぞれ非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の報告4、報告2、報告5の報告を受けた後、非公開の議案第24号、議案第26号を審議し、報告1、報告3の報告を受け、議案第25号を審議する順とすることを確認する。

・審議内容

報告4 県指定無形民俗文化財猪名部神社、多度大社上げ馬神事の調査結果について（公開）

（社会教育・文化財保護室長説明）

報告4 県指定無形民俗文化財猪名部神社、多度大社上げ馬神事の調査結果について 県指定無形民俗文化財猪名部神社、多度大社上げ馬神事の調査結果について、別紙のとおり報告する。平成23年7月11日提出 三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護室長

それではお手元の資料の1ページをお願いします。上げ馬神事に係る調査結果と今後の対応でございます。平成23年の3月から5月に実施しました教育委員会によります上げ馬神事の調査結果についてご報告いたします。

調査の実施につきまして、平成22年度猪名部神社と多度大社の上げ馬神事は、神事中、馬の取扱が動物虐待にあたる等、そのほか青少年の健全育成、あるいは神事の安全な実施といった点におきまして指摘を受けておきまして、平成22年度に文化財保護審議会が調査を実施したところでございます。その文化財保護審議会におきまして、両神事共、馬の取扱等について課題があり、教育委員会に改善の指導と平成23年度に調査を行うよう、平成23年1月13日に建議が行われたところでございます。

それを受けまして、平成23年1月20日でございますが、教育委員会では、地元の保持団体（東員町流鏝馬保存会、多度大社）に対しまして、改善のための勧告を行ったところでございます。

その後の改善の状況を確認するため、平成23年、猪名部神社におきましては4月、多度大社におきましては5月の祭り実施日とその前の準備期間も含めまして調査を行ったところでございます。

それでは、平成23年度の調査の内容でございます。調査の目的としましては、先ほども申し上げましたように、この23年1月20日に教育委員会による勧告を行ったところですが、それに基づいて保持団体による改善状況がどんなところであるかを確認するものでございます。

まず、猪名部神社上げ馬神事でございます。調査の日時につきましては、練習あるいは神事といった日に実施しておりますが、事前に地域の関係者にも聞き取りをしておるところです。

この調査態勢につきましては、教育委員会社会教育・文化財保護室、動物愛護に関する保護を所管しております健康福祉部薬務食品室、あるいは桑名保健所、それと文化財の調査協力員という形で、馬術競技の専門家、獣医師、これは合わせて2名でございますが、総勢1日あたり20数名の態勢で両日、調査にあたっておるところです。

調査の実施場所等につきましては、後半の資料の「参考」という以降に、猪名部神社におきましては、4月2日3日の祭りの状況、それと場所でございますが、猪名部神社の前周辺及び上げ馬の行われている馬の保管場所から移動経路、上げ坂と呼ばれているところ、そういったあたりを中心に調査をしたところとございます。

調査の結果でございますが、まず、このとりまとめにあたりましては、馬の取扱いについては健康福祉部、あるいは神事の安全な実施につきましては、先ほど言いました文化財の調査協力員という形で馬術競技の専門家、獣医師、全体にあたりましては、保持団体、地域関係者に聞き取りを神事当日も含めて行ったもので

ございます。

平成 23 年度におきまして、まず、地元におきましては、いろんなこの神事にかかります会合を含めまして事前に周知徹底が図られております。今回の調査のポイントといたしましては、馬の取扱い、青少年の健全育成、神事の安全な実施という 3 点でございますが、こちらの勧告した内容に従いまして、地元でもまず周知徹底が図られたところがございます。馬の取扱いでございますが、事前の周知徹底を含めて、馬の移動経路での監視をしっかりとすることで役員の配置がされたところがございます。

また、調査の結果といたしまして、動物愛護管理法に違反する事例といったものはございませんでしたが、馬に小石を投げるとか、馬の下腹部を蹴る等の動物愛護の精神に反するような事例がございます、これは限られた一部の関係者により行われていたというようなことでございます。

また、馬が坂を上ろうとして登り切れず、右前足を骨折したという事故がございました。すぐに獣医師が対応し、その後、安楽死をさせる処置が行われたという事故が発生しておりますが、事故防止、事故発生時に対する馬の救護のための取組は、先ほど言いましたような形で行われておりました。

また、青少年の健全育成でございますが、先ほど言いましたように、事前の周知徹底、あるいは境内での酒の持ち込み禁止といったのも継続的に行われておまして、問題となる事例はありませんでした。

神事の安全な実施でございます。先ほどの馬の骨折事故以外におきましては、問題となる事例はございませんでした。平成 22 年度にも馬の骨折事故がございましたが、その遠因と考えられるような走路の整備は、今回図られておりました。また、土壁の高さ、あるいは角度といったものは、平成 22 年に比べましても低く緩やかになっていたと馬の専門家等が全体として見ていただいた中でそういったところがございます。この事故の原因につきましては、馬の専門家、あるいは地元の聞き取りも行いましたが、特定できない状況でございます。

まとめでございますが、平成 23 年度におきましては、騎手の練習というのは 22 年に比べますと増えておりました。ただ、馬の取扱いにおきまして、やはり一部に不適切な行為が認められましたが、先ほど言いましたような保持団体を中心とした地元の取組についての改善は進んでいるものと思われま。

また、健康福祉部におきましては、不適切な取扱いについては既に指導を行い、また、来年の神事に向けての指導を継続するといったところになっております。

また、地元でも、この事故のあった原因を究明していきたいとしておまして、また、馬の取扱いについても、不適切な部分については取り組んでいきたいというところがございます。

引き続き、多度大社の上げ馬神事でございます。調査日時、神事につきましては、ご覧のとおりでございます。調査態勢におきましても、猪名部神社同様、20 数名の者が両日、調査にあたっております。

調査の結果でございます。事前の会合等を含めまして、先ほども言いましたが、馬の取扱い、青少年の健全育成、神事の安全な実施につきまして、地元でも周知徹底が図られているところがございます。また、馬の取扱いでございますが、地元におきましては、馬の取扱いを監視する監視委員会というものを組織し、これは平成 22 年から行っているわけですが、それを 23 年におきましては、7 名から 14 名と倍増した形で取り組んでおられます。そういった改善の取組が行われてきており、動物愛護管理法に違反する事例はありませんでしたが、馬に小石を投げる、馬を法被で叩く等の動物愛護の精神に反する行為はございました。

また、青少年の健全育成でございます。平成 22 年におきましては、未成年の騎手が一升瓶を口にするといたような、疑われるような行為がございましたが、今年度につきましては問題となる行為はございませんでした。

また、神事の安全な実施という点におきましては、祭り関係者による全体での講習会が 2 回行われました。その中で、前年にはない全体の講習を繰り返していくというようなことが見られております。また、神事の安全な実施という観点におきまして、坂と土壁ということがございますが、地元により坂に対し置き土をしたり、壁の高さを低くするなどの改良をしたところもございます。全体として問題となる事例はございませんでした。

まとめでございます。健康福祉部においては、不適切と思われるような行為については既に指導を行ったところがございます。それと、来年に向けても指導を継続いたします。

地元では今回、不適切な行為を行った者が特定されてきたということで、それに対する行為を止めることが今回できるようになったということがございます。また、全体での馬の取扱いにかかる講習会を今後も増やしていきたいということがございます。

まとめでございますが、馬の取扱いにおきまして、先ほども言いましたように、一部には不適切な行為が認められております。また、保持団体を中心に取扱いに対しまして監視を強化する等の地元での組織的な取組といったものが進んできておるところでございます。

そこで、今後の対応でございます。今回のこの調査結果によりまして、一部には不適切な行為も認められましたが、保持団体に対しまして、今後も引き続き、こういった改善に取り組んでいただきたいということもでございます。そこで、三重県文化財保護条例 33 条に基づきます助言を行いたいと考えております。助言

の内容につきまして、まず、馬の取扱いにおきましては、動物愛護管理法を重視し動物虐待や動物愛護の精神に反する行為をなくしていくこと。また、青少年の健全育成、未成年の飲酒、喫煙といったような疑いを持たれるようなことにつきましては、引き続き、こういった疑いも含めて取組を継続していただきたい。また、神事の安全な実施につきましては、こういった安全な運営にかかる取組を引き続き継続していただきたい、努めていただきたいという趣旨で助言を行いたいと思います。また、この助言につきましては、文書により速やかに保持団体にお伝えをしていきたいと考えております。

また、教育委員会からの勧告を受けまして、地元でも真摯な取組が行われているところですが、こういった馬の取扱いにつきましては、今後も健康福祉部と連携して、調査指導を引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上、上げ馬神事に係ります調査結果の報告でございます。よろしく申し上げます。

【質疑】

委員長

報告4はいかがでしょう。

丹保委員

今度の調査で、小石を投げるとかというのは、なぜ投げたか、多分勢いを付けさせるためとかいうことでしょうか、詳しくなぜこんなことをするのかという説明を。

社会教育・文化財保護室長

小石を投げる行為というのは、いろんな場面であるのですが、スタート時点で一つは小石を投げて、馬に対して少し勢いを付けるというか、景気をつけるというか、そういったところが考えられるというところはあるかもしれません。ただ、それに対して効果があるというのは馬の専門家に聞いても、特にないということでございます。ただし、見ていてあまり好ましいといえる状況ではないというところがございます。

丹保委員

これは観客ではなくて、馬を上げようとしている人たちがやるということですか。

社会教育・文化財保護室長

そうですね。地元の関係者ということで間違いないと思います。

丹保委員

そうすると、これは古くは当たり前のようにやられてきたことなのですか。そういう昔からやってきたことがたまたま出てしまったというようなことなのか。昔からやられているようなことと考えていいですか。

社会教育・文化財保護室長

昔というのをいつというのは難しゅうございますが、私共が平成16年以降、警告とともに調査した中では、そういった石を投げつけるような行為は認めております。また、この22年23年においても、そういった行為は認められておるわけですが、そういう行為をする人が段々一部の者に限られてきたという状況はあるかと思っております。

丹保委員

分かりました。

牛場委員

これまでに2回ほど調査報告も伺っておるのですが、少しずつは、教育委員会からの指導もありまして、青少年につきましても、また馬の愛護にしましても良くなっているのを今日は感じました。

岩崎委員

そうですね、基本的には今日これだけ集まっていたいただいているのも、過去の話があったからだと思っておりますが、少なくとも、去年今年と徐々に改善されてきていることは確かなのだらうと思っております。そういうふうな報告を受けとっていますし、来年以降も継続して助言もされるということでもありますから、これ自体がまさに動物愛護の精神と安全な取組が継続的になされていくことを望むしかないと考えていますし、ただ、未成年の飲酒については論外なのだらうと思っております。いずれにせよ継続的に対応していただく必要性はあると感じています。

—全委員が本報告を了承する。—

社会教育・文化財保護室長

ただ今、この報告につきまして、委員会でご了承いただいたところですが、今回の報告についてご了承いただきまして、明日、先ほど言いました文化財保護条例に基づく助言を、保持団体に対しまして教育長から文書による事務の執行をいただくという形で進めさせていただきたいと思っておりますが、ご了承いただけますでしょうか。

－全員が了承する。－

真伏教育長

執行をすると同時に、関係団体の方には引き続き、先ほどいろいろ報告があったことをきちっと守っていただき、文化財としての価値に恥じないようにしっかり対応していただきたいということを申し渡しさせていただきたいと思っております。

・審議内容

報告2 平成23年度第2回三重県教科用図書選定審議会の結果について（公開）

（小中学校教育室長説明）

報告2 平成23年度第2回三重県教科用図書選定審議会の結果について 平成23年度第2回三重県教科用図書選定審議会の結果について、別紙のとおり報告する。平成23年7月11日提出 三重県教育委員会事務局 小中学校教育室長

先月6月21日に開催しました三重県教科用図書選定審議会の結果について報告をさせていただきます。

今年度は、来年度から中学校で使用いたします教科書の採択の年にあたっています。県教育委員会は、法律の定めるところによりまして、市町等教育委員会が行う採択に関する事務について、適切な指導助言又は援助を行うこととされています。そのため、第1回三重県教科用図書選定審議会で承認されました調査員が、本年5月12日から5月31日までの期間で、種目別にすべての教科書の調査、研究を行いました。その結果をまとめたものが、お手元の平成24年度使用中学校用教科書選定に関する参考資料でございます。第2回の審議会では、この参考資料の案について審議をいただくとともに、それぞれの採択地区で今後、採択の手続きを進めていただくうえでの課題等について情報交換を行いました。

では、お手元の資料の1ページをご覧ください。この資料は、第2回の選定審議会の概要でございます。開会のあいさつ等をした後、最初に平成24年度から使用する中学校用教科書の主な特徴について事務局から説明をいたしました。まず、1点目ですが、指導内容の充実が図られたことにより、各教科書でページ数が増加しているということでございます。前回、平成16年度の検定時と比較しますと、全体で約25%増加しており、中でも理科では45.2%増加となり、数学でも32.8%の増加となりました。

2点目、国語でのスピーチや討論、理科での観察、実験等の考察など、各教科で話し合い活動の場面が設定されており、言語活動の充実が図られているということでございます。

3点目、基礎学力の定着を図るため、小学校の内容と関連づけた記述が充実しているということです。特に数学では小学校の復習内容を豊富に掲載したり、英語では小学校外国語活動を受けて、聞く・話す活動から始めたりしております。

続いて、4点目ですが、国語において古典の扱いが増えたり、音楽で民謡や和楽器などを取り上げたりすることにより、わが国の伝統や文化を大切にしている内容の充実が図られています。

最後に、環境問題についてレポートを作成したり、持続可能な社会の構築を目指した行動を考えたりするなど、理科や家庭科で環境を意識した題材が多く採用されていることを説明させていただきました。説明の後、教科書を閲覧していただきました。当日は審議の活性化を図るために、現在使用されている教科書と来年度から使用する教科書を両方並べて見比べていただきました。その後、参考資料の概要について種目別に事務局から報告させていただきました。

参考資料の目次を見てください。13の種目の教科書について調査研究を行いました。1ページには国語の教科書を調査するうえでの観点・着眼点を挙げさせていただいております。2ページ3ページをご覧ください。この2枚にわたりまして、1社の教科書の特徴的なところを観点に沿ってまとめさせていただいております。その次に4ページ5ページで1社という構成でこの参考資料を作成させていただきました。今から、実際に報告した事例として、理科についてご説明をさせていただきます。参考資料は84ページからになりますので、合わせてご覧ください。

小中学校教育室

理科の調査結果についてご報告いたします。

理科では5社の教科書について調査研究を行いました。今回の教科書改訂では大きな変更点として、どの発行者においても、これまでの分野ごとの分冊から学年ごとの分冊に変更しており、系統性や指導時期等に考慮した配列など工夫されていました。

参考資料の84ページをご覧ください。これらの観点・着眼点のうち、主に観点2の(1)、観点4の(1)、観点5の(2)の3点における各教科書の特徴についてご説明いたします。

まず、1点目の観点2の(1)基礎的・基本的な知識技能の定着とともに、科学的な思考力、表現力の育成を図るうえで配慮されているかについてです。この教科書では、単元末に学習内容の整理を設け、重要な用語を整理することにより基礎的・基本的な事項について確実に習得し定着できるよう配慮されています。

次に、2点目の観点4の(1)構成及び配列は、各内容の関連性や系統性に配慮されているかについてです。この教科書では、最初に植物の生活と種類を配置しています。これは春に植物の学習ができるよう指導時期を考慮した配列となっているということです。また、この教科書では生命地球編、そして物質エネルギー編という配置になっています。これはエネルギー、粒子、生命、地球の4つの領域の系統性に配慮した配列となっているということです。

3点目の観点5の(2)観察・実験等の結果を分析して解釈する能力や、導き出した自らの考えを表現する能力等を育成するうえで適切な創意・工夫がなされているかについてです。この教科書では観察・実験において、結果と考察を分けて示すことにより、結果と考察を混同してしまうことを防ぐとともに、結果を考察するための着眼点を示すことにより、根拠に基づき結果を分析して解釈する能力が確実に身につくよう工夫されています。また、この教科書では観察実験のレポートの書き方やレポート例を示し、結果から分かったことや、自分の考えを表現する能力が育成されるよう工夫されています。

どの教科書においても、小学校からの内容の系統性への配慮や、生命尊重や環境保全に関する態度の育成など、道徳との関連への配慮、観察・実験等における留意事項について、よく目立つマークで注意喚起したり、巻末等に特設ページを設けたりするなど、安全への配慮が見られました。

以上、主に3つの観点、着眼点についてご報告させていただきました。これで理科の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

小中学校教育室長

今、理科について説明をさせていただきましたが、このようにそれぞれの種目について、参考資料の概要を特徴的な部分に焦点を当て、教科書の該当箇所をプロジェクターで提示しながら説明をさせていただいた後、審議に入っていただきました。審議においての各委員からのご意見、ご質問等がお手元の資料の1ページに載っております。審議の概要ということでお示しをしました。

委員からは、「この参考資料は各採択地区での教科書選定に活用されることから、大変重い意味を持つものであり、客観性が求められる。」というような意見をいただきました。これについては「種目ごとに複数の調査員を配置し、事実に基づいて公正かつ客観的な資料となるよう調査研究に努めた。」と回答させていただきました。

また、教科書のページ数が増えたことにもご質問をいただきまして、「子どもたちの学び直しにも対応できるものである。」というお答えもさせていただきました。さらには、参考資料の記述に、案の段階で表現上のばらつきがあることをご指摘いただきましたので、再度、精査し、必要な修正を行うことを回答させていただきました。

審議の結果、平成24年度使用中学校用教科書選定に関する参考資料案は、上記審議に沿った修正を行うことで了承をされました。

次に、2つ目の審議事項であります各採択地区における採択事務を進めていくうえでの諸課題、今後の採択へ向けての要望等についての審議概要は、(2)の審議の概要でお示ししたとおりでございます。各委員から教科書展示会が県民に十分に周知されていないというご意見をいただきました。これにつきましては、「県の教育公報やホームページに掲載しているところですが、今後、より多くの方に知っていただく方法を検討していきたい。」とお答えさせていただきました。

また、教科書展示会で来会者がアンケートに記入できることになっていますが、その意見は採択に反映されるのかというご質問が出されました。これにつきましては、「採択にあたり、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実を各市町教育委員会に求めているところであり、今後も指導していく。」ということをお伝えさせていただきました。

さらに、「この参考資料が各市町教育委員会に配付されるのはいつか。市町教育委員会で待っている。」との質問もありまして、「6月末から7月初旬の予定である。」との回答をさせていただきました。

以上の審議を受けまして、参考資料については、会長から修正案の承認を受けたものを印刷製本いたしまして、6月29日付で各市町教育委員会及び採択地区協議会に送付をさせていただきました。今年度につきましては、この2回をもって同審議会を終了する予定でございます。

以上、平成23年度第2回三重県教科用図書選定審議会の結果について、ご報告をさせていただきました。

【質疑】

委員長

報告2はいかがでしょう。

岩崎委員

採択地区は複数の市町でしたか、この資料は各市町の教育委員会に届けるという形になるのですか。

小中学校教育室長

この資料をどのように届けるのかのご質問でございましたが、おっしゃっていただきましたように、採

採協議会の委員の方にも届きますし、採択の権限は市町教育委員会にございますので、市町教育委員会にも送付いたします。

岩崎委員

教科書展示会はどれぐらいの期間ですか。何か定めみたいなのはありますか。

小中学校教育室長

まず、法定展示が6月17日から一応原則として14日間実施するというのがございます。これにつきましては、県内に12ヶ所の教科書センターというのがございます、そこで法定展示をさせていただきます。それとは別に、それぞれの採択地区の中で巡回展示もさせていただいております。この時期につきましては、それぞれの採択地区で決められております。

岩崎委員

県民の方、保護者の方が見に来ることはあまりないと考えていいのですか。どうなのでしょう、そのあたりは。

小中学校教育室長

関心がおありになりまして、結構来ていただいていると思います。総合教育センターも三重県の教科書センターになっておりまして、そこにも多数来ていただき、ご意見等も頂戴しておるのが事実です。

牛場委員

毎年、この採択についても聞かせていただいておりますが、やはり年々保護者の意見を取り入れられているので、かなり納得されるのではないかという感じを受けております。

丹保委員

変な質問ですが、この教科書というのは教科書会社によって原価が違うのですか、一緒なのですか。無償化でしょう。無償化の場合に予算的には全く制限なしということなのでしょうね。無償ですからね。そうすると、教科書会社によって値段のばらつきというのはあると変なことになるのですが、その辺はどうなっているのかな。

小中学校教育室長

価格がどうなのですかということですが、ほぼ一緒ですが、中には違うものもあります。一律ということはありません。

丹保委員

大体そうですね。あんまり差がないという気がするのですが。そうすると、どれを選んでも別に予算的には問題ないという前提なのですね。そうしないとおかしいですよ。というのは、なにかこのごろ、お金の話が多いので、つつい余計なことをしてしまいますよね。これなんか今度、教科書の分量が増えたということは、単価も増えたということになりますよね、きっと。非常にすばらしい教科書ですから。

研修分野総括室長

関連でございますが、教科書につきましては、8月に需要数を全部カウントいたしまして、それを報告して最低限の冊数で印刷をすることになっております。そのことによりまして、その中で最もコストをかけずに質の高いものをつくるということで、需要数を調査して進めておる、そういうことを聞いております。

丹保委員

これが立派になればなるほど、予算がかかっていって、また予算的にということになると、そんな立派な教科書であればいいというだけで済まないような問題も出てくるかなという。非常に立派ですよ。びっくりします。立派なのはいいのですよ、いいのですが、そういう予算的なことはどうなっているのかなという心配で質問しただけなのです。ありがとうございました。

牛場委員

ページ数が増えたことにより子どもたちに、より理解を深めてもらえるようになればいいと思うのですが。

岩崎委員

教科書の値段の話が出たのでついでに。この教科書を購入するときに、これって本屋さんから購入することになるのですか。

小中学校教育室長

教科書の購入についてですが、個人的にでしょうか。

岩崎委員

市町単位で買うときに。

小中学校教育室長

取次所というのが各県にございまして、そこにはすべて学校側の冊数等とも集約されていきまして、そこからそれぞれの取次所に卸されていって、学校へ届くようになっております。

岩崎委員

それぞれの取次所について、そういう形ですか。そうすると、市町の購入代金というのはそれぞれの取次所にいくのですか。

副教育長

数字だけがいきます。無償化ですから。

岩崎委員

数字だけですか。完全に数字だけ。無償化だから、そうすると、それは財務省から国の費用で右左に付け替えるだけ。分かりました。

丹保委員

今の話ですと、個人ですと、個人で買いに行けばいいわけですね。個人の場合でしたらお金を払わなきゃいけないのですね。

－全員が本案件を了承する。－

・審議内容

報告5 第61回三重県高等学校総合体育大会の結果について（公開）

（スポーツ振興室長説明）

報告5 第61回三重県高等学校総合体育大会の結果について 第61回三重県高等学校総合体育大会の結果について、別紙のとおり報告する。平成23年7月11日提出 三重県教育委員会事務局 スポーツ振興室長

1枚めくっていただきまして、今年度の県高校総体につきましては、5月24日の定例会でも開催についてご報告をさせていただいたところです。中心日は5月27日から29日ということでございましたが、6月26日に水泳競技が終わりまして、これですべての大会の競技が終了したということでございます。5月27日からにつきましては、今年は天候が不順でございまして、雨、あるいは風といったことで、陸上競技をはじめ5競技において順延若しくは日を変更して実施をしたということでございます。県内の1万5,000人の高校生が、この総合体育大会に参加をしたということでございます。

成績でございますが、この県高校総合体育大会につきましては、学校対抗という形を取っておりまして、各競技種別の優勝に11点、2位9点、3位7点、4位6点、以下1点刻みでそれぞれに点数を付けて、そのトータルで成績を競うようになってございます。そこにございますように、全日制につきましては、男子は四日市工業高校が優勝と、これは8年連続の総合優勝でございます。女子におきましては、四日市商業高校が優勝、これは4年連続ということでございます。定時制、通信制におきましても、それぞれ3位までを表彰するというところであります。

2ページを見ていただきますと、それぞれ全日制、定時制、通信制の種目ごとの優勝校、2位、3位をそこに掲載をさせていただいております。特筆すべきものは、男子の7番ソフトテニス、優勝は三重高等学校でございますが、これは30年連続優勝でございます。8番の卓球の女子は白子高校が17年連続の優勝でございますので、こういったところは全国でも活躍をしておりますので、大変安定的にがんばっていただいております。

以下のところで、全日制は34競技、定時制・通信制につきましては8競技で実施されたところでございます。

もう一度1ページへ戻っていただきますと、これらの学校対抗の表彰式につきましては、7月14日に実施をいたします。県教育委員会並びに県高等学校体育連盟からそれぞれ賞状等を手渡すということです。教育委員会からは山口副教育長に出席をしていただく予定となっております。

【質疑】

委員長

報告5はいかがでしょうか。

牛場委員

6年連続とか4年連続と違って、選手は替わりますよね。監督とかコーチのあれなのですかね。

スポーツ振興室長

三重高等学校の30年連続も監督は替わっておりますし、白子高校も監督は替わっておりますので、同じ人がずっとということではございませんが、それぞれいろいろ努力をされてこういったことがなされておると思っております。

牛場委員

うれしいですね。

丹保委員

今、こういう指導者というのは、指導するだけの資格というか、資質をお持ちの方をお願いしているわけですね。そういう場合に、先輩でもややこしい先輩は困るのですが、そういう地元の先輩をお願いするとか、もう一つ言えば、現場の先生方にあんまり負担にならないよう、そういうふうなことは大分進んでいますか。

スポーツ振興室長

部活動の指導につきましては、高等学校におきましても、外部指導者というようなことで、それぞれ地域におられる方を現在 70 名の方に学校へ入っていただいて、特に多いのは顧問はいるけど専門的な指導ができないとのご要望がたくさんございますので、そういったことを解消するために指導者を入れておると。中には顧問は専門的な指導ができるけれども、校務が非常に多忙であるので、放課後、部活動も見に行けないといったことから、そういったご要望がございますので、70 名を今、指定をさせていただいてやっています。

丹保委員

先生方が指導する場合でも、自分が実際にやってない人をやったりとか、あんまり体育のいろんな専門的な知識がないと、かえっておかしなことをやらせたりしますよね。根性とか言って、ウサギ跳びとか、昔よくやったのですが。そうするとかえって膝を壊してしまうとか。そうすると、ある程度訓練を受けた人にむしろお願いをしたほうがかえっていい場合もありますので、そういうところをこれから少し進めていかないといけないのではないかという、2つの面で先生方の多忙化を防ぐということと、もう1つは、子どもたちのけがを防ぐとか専門的な人にやってもらうとか、そういうようなことが必要じゃないかと思っておりますので、その辺またいろいろ検討していただければと思います。

スポーツ振興室長

ご指摘いただきましたことにつきましても、外部指導者の件、合わせてそれぞれの学校で指導していただいている先生方に対しましても、運動部活動の指導者のための講習会も教育委員会では実施をしておりますので、そういったところでもいろいろなことを積極的にアナウンスしていきたいと考えております。

岩崎委員

この前お話しいただいたことで言うと、高校総体とか国体とかがぼつぼつ順番が見えてきそうな状況だというお話がありましたね。そういうときに、例えば高校総体は 34 の種目がありますが、これがすべてなのですか、それとももっとたくさんあるのですか。

スポーツ振興室長

全国高校総体につきましては、この中の 29 の種目になります。ここには載っていませんが、ここにホッケーが入って 29 の種目、競技になります。

岩崎委員

やっぱり全国からいらっしゃるとなると、もしも開催県になったとすれば、もちろん順位を争うのが趣旨ではないといえ、頑張ってもらわないといけないという気がして、そのときにこの表を見る限りは、やっぱりあまり高校で取り組んでいない種目というのがあるわけですね。ですので、できればそういう種目にもまんべんなく取り組めるようにも今から考えていかなければいけないのかと思ったり、そのあたりの強化の方針みたいなものもぼつぼつ考えていく必要があるのかと、この表を見て思っていました。

それとともに、例えば 30 年連続とか 17 年連続というときに、三重高校は私学ですからあれだとしても、例えば地域に O B とか指導者の方が結構いらっしゃれば、その方々が、例えば総合型スポーツクラブの中でも卓球がその地域で盛んで、それが小学校からずっとこの地域の地域スポーツとして卓球がずっと続いたりして、それが高校の強さにつながっているというふうに、地域で広がっていくのが 1 つの理想形という気がしていて、その意味で伝統を支えるための地域の役割みたいなものはすごく重要なんじゃないか。かつてのように、だからなんだと思うのですが、先生とか指導者がいいから強いというだけじゃ、言ってみればその先生が代わっていったら、外部コーチの方ががんばっていただいても、またいろいろな状況って出てくるだろう。それが地域に根ざすような方向というのも国体を見据えれば何かきちんと考えていく必要はあるのかな。

県立高校では紀南だけでしたか、コミュニティースクールの話がありますが、コミュニティースクールでこの前四日市でちょっとお話をさせていただいたときに、ある小学校の校長先生から、教員がいろいろやろうとしても教員は異動していくのですということをおっしゃって、だからコミュニティースクールにせよ、地域の側に学校を支援していく仕組みがないと、全部それを先生方が受けちゃったら、その先生がいなくなったら終わりということになってしまう。そうじゃなくて、地域で支援していく仕組みを作ることが先生の役割なのではないですかということを上げたのですが、多分このスポーツの話も同じことが言えるのではないのかな。そういうのが何年でも連続して強くなってがんばってくれているところで、徐々に地域にスポーツとして根付いてくるといいなって。それが高校総体だけじゃなくて、国体の選手層の厚さにつながっていくようなことになっていけばいいなと思っていました。

スポーツ振興室長

ありがとうございます。まさに地域と一体になって支えていくという面で、例えば白子高校の卓球にしても、実は地域で子どもたちから指導される方が学校以外で見えるという強みがここにはございます。

あるいは、これでいきますと、29 番なぎなたとあるのですが、これは競技人口がまだまだ少ない競技で、そういった面からも、ここは学校の施設を開放して、そこへ地域の子どもたちを集めてつなげていくと。やり方は違うにしても、そういった地域にいかに認めてもらって、そして地域の力をいかに引き込むか、既にそういったことを取り組んでおるところもございますので、今後もそういったことも含めて高校生のスポーツの発展のために考えていきたいということでございます。

－全委員が本報告を了承する。－

・審議内容

議案第 24 号 平成 24 年度三重県立高等学校入学定員について（秘密会）

教育改革室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議内容

議案第 26 号 三重県立美術館協議会委員の委嘱等について（秘密会）

社会教育推進特命監が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議内容

報告 1 平成 24 年度三重県立高等学校入学者選抜に関する各高等学校別実施要項について（秘密会）

高校教育室長が説明し、全委員が本報告を了承する。

・審議内容

報告 3 特別支援学校東紀州くろしお学園（本校）の整備について（秘密会）

特別支援教育室長が説明し、全委員が本報告を了承する。

・審議内容

議案第 25 号 職員の懲戒処分について（秘密会）

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。